

介護保険料減免制度のご案内

新型コロナウイルス感染症への対策として新たな減免制度ができました。また、災害、失業・倒産等、その他の事情を理由として保険料のお支払いが困難なときも、介護保険料の減免が受けられる場合があります。

1. 新型コロナウイルス感染症による収入減少等でお困りの方 (新たな減免制度)

次の(1)または(2)のいずれかに該当する方について《対象保険料》の一部または全部を減免します。

- (1) 第1号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者（世帯の中で最も収入の高い方）が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

➡ **全部を免除**

- (2) 第1号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響により10分の3以上の減少が見込まれ、その減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計が400万円以下である場合

➡ **一部または全部を免除**

※ 前年、今年ともに年金収入のみで収入減少が見込まれない方は(2)の対象外です。

《対象保険料》

- ① 平成31年度（令和元年度）保険料のうち、令和2年2月1日～3月31日に納期限が設定されている保険料
- ② 令和2年度保険料のうち、令和2年4月1日～令和3年3月31日に納期限が設定されている保険料

※ 既にお支払いいただいている保険料が減免となった場合は、お返しいたしません。

2. 低所得者減免（既存の減免制度）

保険料段階第7段階以下の方で、以下の「収入基準」と「資産基準」を満たす方を対象に、保険料を第1段階（公費による軽減措置前。年額33,480円）の2分の1相当額に減免する制度があります。

なお、納付済保険料は減免対象にはなりません。

収入基準		資産基準	
世帯の人数	世帯全員の年間収入見込額	世帯全員の金融資産 (現金、預貯金、有価証券等) の合計額	その他
単身世帯	150万円以下	350万円以下	居住用の土地(200㎡以下)及び家屋以外の不動産を所有しないこと
2人以上の世帯	150万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下	350万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下	

3. その他の減免（既存の減免制度）

災害、失業・倒産等による所得の著しい減少、その他の事情で保険料を納めることにお困りの場合などは、保険料の減免を受けられることがあります。

申請や相談をご希望の方は

- 申請は郵送でも可能です。減免制度の概要や申請の際に必要な書類のご案内、申請書等は、市介護保険課のホームページに掲載しています。
お急ぎでない場合、感染拡大防止の観点から、ぜひ郵送をご検討ください。
- 申請書等の郵送や相談をご希望の場合や、ご不明な点がある場合は、お住まいの区保険年金課保険係へお問合せください。

特別定額給付金は、介護保険料減免制度において、収入や資産に含めないため、減免の可否や減免額に影響ありません。